

# 高梁川下流地域森林計画変更計画書

(高梁川下流森林計画区)

自 平成28年4月 1日  
計画期間

至 平成38年3月31日

(平成29年12月28日変更)

岡 山 県



平成27年12月28日付けで樹立した高梁川下流地域森林計画（計画期間は平成28年4月1日から平成38年3月31日まで）を、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により次のとおり変更する。

なお、当計画書は、平成30年4月1日から効力を生ずるものとする。

## I 計 画 の 大 綱

- 1 森林計画区の概況  
現行計画のとおり（略）
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価  
現行計画のとおり（略）
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方  
現行計画のとおり（略）

## II 計 画 事 項

- 第1 計画の対象とする森林の区域 . . . . . 1
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項  
現行計画のとおり（略）
    - (1) 森林の整備及び保全の目標
    - (2) 森林の整備及び保全の基本方針
    - (3) 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
  - 2 その他必要な事項  
現行計画のとおり（略）
- 第3 森林の整備に関する事項
  - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項  
現行計画のとおり（略）
    - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
    - (2) 立木の標準伐期齢に関する指針
    - (3) その他必要な事項
  - 2 造林に関する事項  
現行計画のとおり（略）
    - (1) 人工造林に関する指針
    - (2) 天然更新に関する指針
    - (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針
    - (4) その他必要な事項
  - 3 間伐及び保育に関する事項  
現行計画のとおり（略）
    - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針
    - (2) 保育の標準的な方法に関する指針
    - (3) その他必要な事項
  - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項  
現行計画のとおり（略）
    - (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
    - (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針
    - (3) その他必要な事項
  - 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項  
現行計画のとおり（略）
    - (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
    - (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
    - (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方
    - (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方
    - (5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
    - (6) その他必要な事項
  - 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項  
現行計画のとおり（略）
    - (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針
    - (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針
    - (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

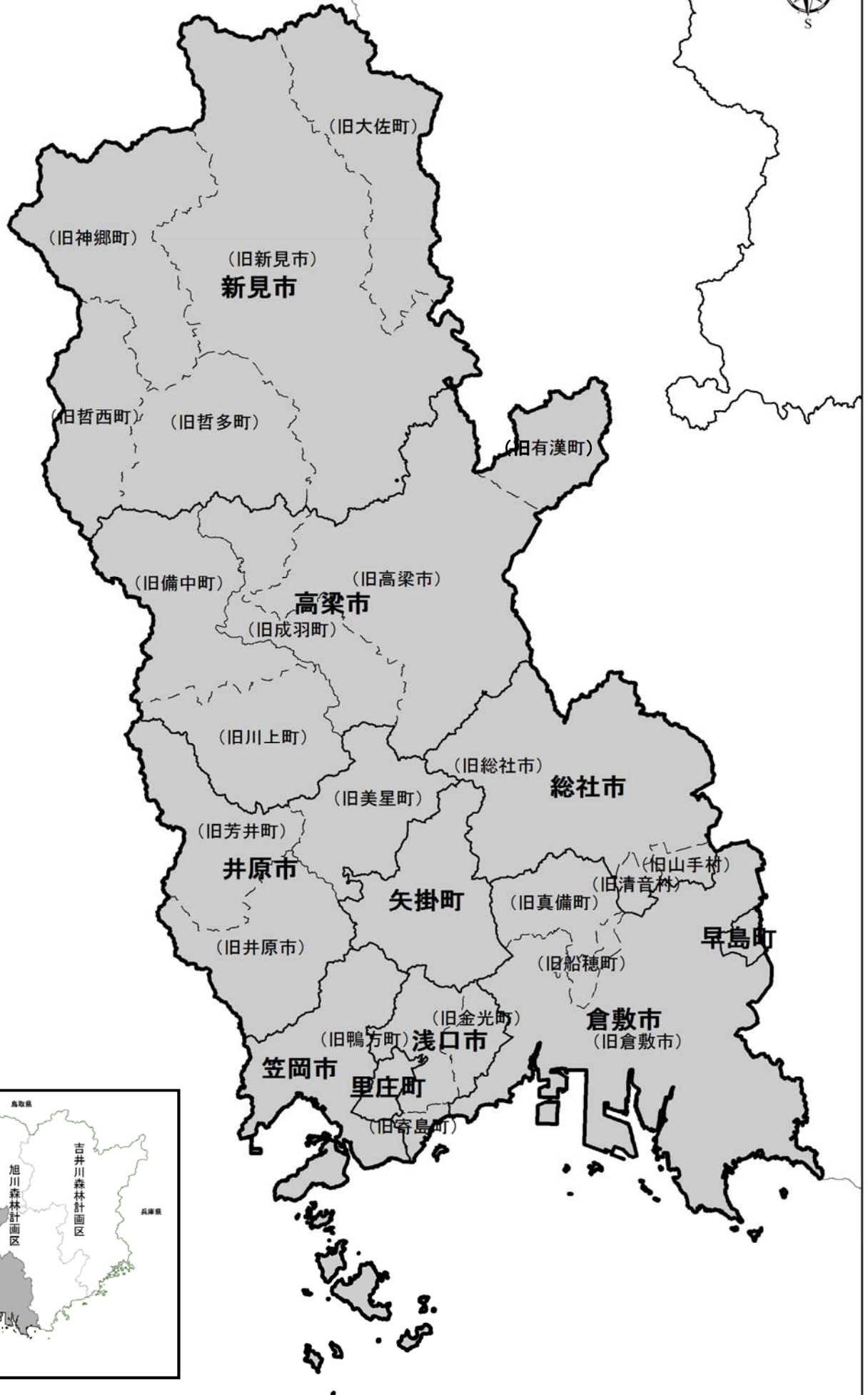
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
(5) その他必要な事項	
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区・・・	2
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
(3) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
(4) その他必要な事項	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
2 保安施設に関する事項	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区に関する方針	
(3) 治山事業に関する方針	
(4) 特定保安林の整備に関する事項	
(5) その他必要な事項	
3 鳥獣害の防止に関する事項	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2) その他必要な事項	
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
2 間伐面積	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
4 林道の開設及び拡張に関する計画	11
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
(3) 実施すべき治山事業の数量	16
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	20
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	
2 その他必要な事項	
<b>現行計画のとおり（略）</b>	

### Ⅲ 附 属 資 料

**現行計画のとおり（略）**

- ・「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」
- ・森林簿（省略）
- ・森林計画図（省略）

# 高梁川下流森林計画区位置図



## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別森林面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		153,786.98	森林法第5条第2項第1号の森林
市 町 村 別 内 訳	倉 敷 市	9,661.30	
	旧 倉 敷 市	7,692.82	
	旧 船 穂 町	106.68	
	旧 真 備 町	1,861.80	
	笠 岡 市	5,044.79	
	井 原 市	15,828.32	
	旧 井 原 市	4,791.62	
	旧 美 星 町	4,731.38	
	旧 芳 井 町	6,305.32	
	総 社 市	13,281.10	
	旧 総 社 市	12,363.49	
	旧 山 手 村	499.84	
	旧 清 音 村	417.77	
	高 梁 市	41,753.57	
	旧 高 梁 市	17,090.07	
	旧 有 漢 町	3,227.85	
	旧 成 羽 町	6,585.41	
	旧 川 上 町	7,080.41	
	旧 備 中 町	7,769.83	
	新 見 市	59,207.81	
	旧 新 見 市	26,449.66	
	旧 大 佐 町	8,711.84	
	旧 神 郷 町	9,906.38	
	旧 哲 多 町	8,391.76	
	旧 哲 西 町	5,748.17	
	浅 口 市	2,834.64	
	旧 金 光 町	771.27	
	旧 鴨 方 町	1,801.08	
	旧 寄 島 町	262.29	
	早 島 町	74.19	
里 庄 町	383.52		
矢 掛 町	5,717.74		
再 掲	備中県民局(地域事務所を除く)	23,016.59	
	備中県民局井笠地域事務所	29,809.01	
	備中県民局高梁地域事務所	41,753.57	
	備中県民局新見地域事務所	59,207.81	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において図示する区域内の民有林とする。  
 2 森林計画図の閲覧場所：県庁、関係県民局・地域事務所、関係市町村事務所  
 3 森林計画の対象とする民有林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

1 森林の土地の保全に関する事項  
 (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
総 数		<u>34,828.56</u>		
倉 敷 市	(計)	<u>3,244.18</u>		
旧倉敷市	1～4、5 (イ,ロ,ホ)、7 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、8 (ロ,ハ,ニ)、9、10、11 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、14 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、15 (イ,ロ,ハ)、16 (ニ)、18～20、21 (イ,ニ)、22 (ニ,ホ)、24 (ヘ,ト)、25 (イ,ニ)、26～28、29 (ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、30 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、31 (イ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、32 (イ,ロ,ハ,ニ,チ,リ)、33 (イ,ロ,ハ)、34 (イ,ロ)、35 (ロ,ハ,ニ)、36～42、43 (イ,ロ,ハ)、44 (ハ)、45 (ロ,ハ)、46 (ロ,ハ,ニ,ホ)、47 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、48、49 (ロ)、50 (イ,ロ,ハ)、51 (ト,チ)、52 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、53、54 (イ,ホ,ヘ)、55、56 (イ,ロ,ハ,ニ)、57 (イ,ロ,ホ,ヘ,ト)、59 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、60、62 (イ,ホ,ヘ)、64 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、66、67、68 (イ,ロ,ハ,ニ)、69、70 (ロ,ハ,ニ)、71、72 (イ)、73、74 (イ,ロ,ハ,ホ)、75 (ハ,ニ,ホ)、76、78、79 (イ,ロ,ニ,ホ)、80 (イ)、82、83 (ロ,ニ)、84 (イ,ニ)、85 (イ,ハ)、86 (イ,ロ)、87 (イ,ハ)、88 (ニ,ホ)、89、90 (イ,ハ,ニ)、91、92、93 (イ,ロ,ホ)、94 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、95、96 (ロ,ハ)、97 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、98 (イ,ロ,ハ,ニ)、99 (ハ,ニ,ホ)、100 (イ,ロ,ハ)、102 (ニ,ホ)、103、104 (イ)、107～113、114 (ニ,ヘ)、115、116 (イ,ロ,ハ)、117、118 (イ,ロ)、119 (ハ)、120 (ニ)、122 (イ)、125、127 (ニ)、128 (イ,ロ)、129 (ハ)、131 (イ)、132 (ロ,ハ,ニ,ホ)、134～142、143 (ハ,ニ)、144 (ロ,ハ)、145 (イ,ロ,ハ)、146～151、152 (イ,ロ,ハ)、153～161、163	<u>2,476.25</u>	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 干害防備 魚つき
旧船穂町	1 (イ)、2、3 (イ,ニ)	<u>27.36</u>		土砂流出防備
旧真備町	1 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、2～11、12 (ロ,ハ,ニ)、13～16、17 (イ,ロ,ハ,ニ)、18 (ハ,ヘ,ト)、20～24、25 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、26 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、27、28、29 (イ,ロ,ハ,ニ)、31 (ロ,ハ)	<u>740.57</u>		水源かん養 土砂流出防備

注：前変更計画書の数値から変更になったものについては、アンダーラインを記載している。



所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
笠岡市	1 (イ,ロ)、2 (ホ,ヘ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、4、6 (ニ)、8 (ロ,ハ)、9 (イ,ロ,ヘ,ト,チ,リ)、10 (イ,ロ,ハ)、11 (イ,ロ,ニ)、12 (イ,ロ)、13 (ハ,ニ)、14、15、16 (ロ)、17、18 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、19 (イ,ハ,ニ,ヘ)、20 (ヌ)、21 (ロ,ホ,ヘ)、22 (イ,ロ,ハ,ホ)、23 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、24 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、25 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ)、26 (イ,ロ)、27 (ロ,ト)、28 (ニ,ホ)、29 (ハ,ニ)、30 (ロ,ト)、31 (ロ,ハ,ニ)、32 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ,ト,チ,リ)、33、34 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、35~38、39 (イ)、40 (ハ,ホ,ヘ,ト)、41 (イ,ロ,ハ,ニ)、43 (ハ,ニ)、44 (ハ)、46 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ,ト)、47 (イ,ロ,ニ,ホ)、48、49 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ)、50 (ロ,ハ,ニ,ホ)、51 (ロ,ハ,ニ,ト)、52 (イ,ロ,ニ,ホ)、53 (イ,ロ,ハ,ニ)、54~56、57 (ロ,ハ,ニ,ホ)、58 (ロ,ホ,ヘ,チ)、59、60、61 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ,ト,チ)、62 (ハ,ニ,ヘ)、63 (ニ,ホ,ト,チ,リ)、64、65、66 (イ,ロ)、67 (イ,ロ,ハ,ニ)、68、69 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,チ)、72 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、73 (イ,ロ,ハ,ニ)、74 (ハ,ホ,ヘ,ト)、76~79、80 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、81~84、88 (ハ,ニ)、89 (イ,ロ,ハ)、90 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,チ)、91~93	1,591.22	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 魚つき
井 原 市	(計)	3,275.23		
旧井原市	1、2 (イ,ハ,ニ,ホ)、3、4 (イ,ロ,ハ,ニ)、6 (ハ,ニ,ホ)、7、8、9 (ロ,ハ)、10 (ロ,ハ)、11 (ロ,ハ)、12、13 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、14~18、19 (イ,ロ,ハ,ニ)、20 (ロ,ハ)、21~26、27 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、28、29、30 (イ,ハ,ニ)、31~41、42 (イ,ロ,ニ)、43~52、53 (イ,ロ)、55 (ロ)、56 (イ,ロ,ホ,ヘ)、58 (ロ,ハ,ヘ)、59、61、63 (ハ,ニ)、65 (イ,ロ,ハ,ニ)、68、69、70 (イ,ロ,ハ,ニ)、71~74、75 (ニ)、76、77 (イ,ロ,ハ)、78、83、84、85 (ロ,ホ)、86 (イ,ロ)、87 (イ,ロ)、88 (イ,ホ,ヘ)、89~91、92 (ロ,ハ,ニ,ホ)、93	1,379.47		水源かん養 土砂流出防備

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧美星町	1~5、7 (イ)、8 (ニ,ホ,ヘ)、9 (イ,ロ)、10 (ロ,ハ)、11、12、13 (イ,ロ,ホ,ヘ)、14、15 (ハ,ニ)、16 (ハ,ニ,ヘ)、17 (ヘ,チ)、18 (ロ,ハ,ニ)、19 (イ,ロ)、20 (ハ)、22 (ロ,ハ,ニ)、27 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、28 (イ)、30 (ニ)、31 (イ,ロ,ト)、32 (イ,ロ)、34 (ニ,ホ,ヘ)、37 (ロ,ハ)、40 (ハ)、41 (イ)、42 (イ)、44 (イ,ロ,ハ,ホ)、45 (イ,ロ)、47 (ニ,ホ)、49 (イ,ロ)、50 (イ,ロ)、51 (イ)、53~55、57~60、61 (ニ)、62 (イ,ロ,ニ)、65 (イ)、68 (イ)、69、70 (イ)、71 (ニ,ホ)、72、73 (ロ,ハ)、74 (イ,ロ,ハ)、75 (ハ)、77 (ハ,ニ,ホ)、78、79、80 (ロ)、81 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、82	879.61	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備
旧芳井町	1 (イ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、5 (ホ)、6 (ヘ,ト)、7、8、9 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、10 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ)、11、12 (チ,リ)、13、14 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、15 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、16、17、18 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,リ,ヌ,ル,ヲ)、19 (ロ,ハ,ニ,ホ,ト,チ,リ)、20 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、21 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、24、26 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、27 (ホ,ヘ,ト)、28、29 (イ,ハ,ニ)、31 (ニ)、32 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,リ,ヌ)、33 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、34 (ロ,ハ,ニ,ヘ,ト,チ)、35 (ハ,ホ,ヘ)、36 (ヘ,ト,チ)、37 (ホ,ヘ,ト,チ)、39 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ)、41 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、42 (ロ,ハ,ニ)、44 (ハ)、45 (イ,ロ,ハ,ニ)、46~50、51 (イ,ハ)、52、53、54 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、55、56、57 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト)、58、61~65、68 (ヌ)、69 (イ,ロ,チ)、72 (ロ,ハ)、73~76、79、80 (ホ,ト,チ)、81 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、84 (ホ,チ)、85、86、87 (ニ,ホ,ヘ,ト)、88 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、89 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、90 (イ,ロ)、92、94 (イ,ニ)、95 (イ,ロ,ハ,ニ,チ)、96~98、101 (イ,ニ)、102 (ヘ)、103 (イ)、106、107 (イ,ロ)、108 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)	1,016.15		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
総 社 市	(計)	<u>5,831.60</u>		
旧総社市	1~39、40 (イ,ロ,ハ)、41 (イ,ホ)、42、43 (イ,ロ,ハ)、44 (ハ)、45 (ロ,ハ,ニ)、46~51、52 (イ,ロ,ハ)、53 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、54 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、55~59、60 (イ)、63~67、68 (ロ,ハ)、69~72、73 (イ)、74 (ロ,ハ,ニ)、75、76 (イ,ロ)、77 (イ)、78 (ハ,ニ)、79 (ロ,ハ,ニ)、81 (イ,ロ,ハ)、82 (ロ,ハ,ニ)、85、86 (イ,ロ)、87 (ハ)、90~95、96 (イ,ロ)、97 (イ,ロ,ハ)、98、99 (イ,ロ)、100 (ロ,ハ,ニ)、101~103、104 (イ,ロ)、105 (ハ)、106 (ロ,ハ,ニ)、107~115、116 (イ,ロ)、117、118、121 (イ,ロ)、126 (ハ)、131 (ロ)、132 (イ,ロ)、134 (ハ,ニ)、135 (ロ)、136、138 (ロ)、156、158~169、170 (イ)、171~174、178 (ハ,ニ)、179 (ハ,ニ)、180、181 (ハ,ニ)、183、184 (イ,ロ,ハ,ニ)、185 (イ,ロ,ハ,ニ)、187 (ハ,ニ)、188 (イ,ロ,ハ)、190~209	<u>5,639.72</u>	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 水害防備 落石防止
旧山手村	1 (イ,ロ)、2 (ハ,ニ,ホ)、3、4 (イ,ホ,ヘ)、5~7、8 (ロ,ハ,ニ)、9、10 (ハ)	<u>97.36</u>		水源かん養 土砂流出防備
旧清音村	2 (イ,ロ,ニ)、3 (イ)、8~10	<u>94.52</u>		水源かん養 土砂流出防備
高 梁 市	(計)	<u>4,610.16</u>		
旧高梁市	1~14、16~21、22 (イ,ロ)、27、28 (ニ,ホ)、31 (ハ,ニ)、32~35、37 (ニ)、38、39、40 (イ,ハ)、41~54、56~68、69 (ハ)、70、71、73 (ロ,ニ)、74、75 (ロ,ハ)、77~82、84~89、95~99、101、102、105、108 (イ,ロ,ハ,ヌ)、109 (イ,ロ)、110、111、113 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、124~134、136~138、146~164、165 (ハ,ニ)、166~171、173、174、176 (ロ,ハ,ニ)、177、181、183~185、188~199、201~205、208 (ロ,ハ)、209~217、218 (ハ)、219 (イ,ロ,ハ,ニ)、220 (イ)、221~226、227 (ロ,ハ)、228 (ロ)、229、235~241、244、245、246 (ニ,ホ,ヘ,ト)、248、249 (ニ)、250~263、265 (ニ,ホ)、267~280、283、284	<u>2,774.86</u>		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 水害防備 落石防止

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧有漢町	1~7、11 (ロ)、12、13 (ニ、ホ)、14 (イ、ハ、ニ、ホ)、15 (イ、ロ)、19 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、20、21 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、23 (ロ、ハ)、25、26、28、29 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、35 (ニ、ホ)、38、48 (イ)	262.96	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備
旧成羽町	3 (ハ、ニ)、4、5、6 (ニ、ホ)、14~17、20 (チ、リ、ヌ)、21~32、33 (チ)、34 (イ、ロ、ハ、ト、チ)、36~38、39 (イ、ロ)、40 (ロ、ハ、ホ、ヘ、ヌ)、41 (イ、ヘ、チ)、42、43 (ホ、ヘ)、44 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、46、47 (イ、ロ、リ)、48 (イ、ロ、ハ、ヘ、ト)、49、50 (イ、ロ、ト、チ、リ、ヌ)、51、58、63 (イ、ロ)、66~68、90 (ロ、ハ)、91、92、100 (ヌ、ル、ヲ)、101 (イ、ロ)	741.36		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備
旧川上町	1~6、8、23 (チ)、25 (イ)、26、28~31、32 (ニ、ホ)、35~40、41 (ハ)、43 (イ、ロ、ハ、ニ)、44~50、52~54、58、60 (ヘ、ト)、61、62、69 (ニ、ホ)、71 (ハ、ニ)、72、73、80 (ハ、ニ)、81 (イ)、83~86、92、101、102 (ニ、ホ)、103 (ロ)、105 (ヘ、ト)、106~111、112 (ロ、ハ)、116~119	548.68		水源かん養 土砂流出防備
旧備中町	1 (イ、ハ、ヘ)、2 (イ、ロ、ト)、6 (ニ、ホ、ヘ)、7、8 (イ、ロ、ハ、ニ)、10 (ニ、ホ、ヘ)、11、13、15 (ロ、ハ、ホ)、17、18 (ホ、ヘ、ト、チ)、19 (イ、ロ)、21、22 (イ、ロ)、23~25、27 (イ)、31、34 (ハ)、35 (ロ)、37 (ハ、ホ)、38、39、43、45 (イ)、46 (ロ)、48 (イ、ロ、ハ、ニ)、50 (イ、ロ、ハ)、51 (イ、ロ)、52 (ニ、ホ)、53~55、57 (イ)、58 (イ、ニ、ホ)、59 (ニ)、63 (ロ)、64 (ニ、ホ、ヘ)、65、66、67 (ニ、ホ)、68 (ホ、ヘ)、69 (イ)、70 (ハ)、72、73、74 (イ、ロ、ハ、ホ)、75、77 (イ、ロ、ニ、ホ)、79、80 (ハ)、82、83 (イ、ロ)、84~87、88 (ハ)、89 (ニ、ホ)、90 (ニ、ヘ)、91 (イ)、93 (ロ、ハ、ニ、ホ)、99、101、103、104、106~108、109 (イ)、114~116、117 (ロ、ホ、ヘ)、118 (ロ、ハ、ニ、ホ)、119、120、124~126、132 (イ、ハ、ニ、ホ)、133 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、134 (ハ、ホ)、135 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ト)	282.30		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
新 見 市	(計)	12,183.97		
旧新見市	1～6、10～12、13 (イ,ロ,ハ)、14～20、22 (ハ)、23、24、26 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、27 (ニ,ホ)、28～32、33 (ニ,ホ,ヘ,ト)、35～47、48 (イ,ロ,ハ,ニ)、49 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、50～58、59 (ホ,ヘ,ト)、60、61 (イ,ハ,ニ)、62 (ロ,ハ)、63 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、64 (イ,ロ,ハ,ニ)、65 (ロ,ハ,ニ,ホ)、66 (イ,ロ,ハ)、67 (ニ,ホ)、68、69、70 (ニ)、71 (ニ,ホ)、72 (ロ,ハ)、73 (ハ,ニ)、74 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、75、76 (ロ,ハ,ホ,ヘ,ト,チ)、77 (イ,ロ,ハ)、78 (ハ)、79、80 (イ,ロ,ト)、81～90、91 (ニ,ヘ,ト)、92 (ハ,ニ)、96 (ホ,ヘ,ト,チ)、97、99、100 (ロ,ハ,ニ,ホ)、101 (イ,ハ,ニ,ホ)、102 (ハ,ニ)、103 (ハ,ニ)、104 (ハ,ニ)、105 (イ,ロ,ハ)、106 (ロ,ハ)、107 (ロ,ハ,ニ)、108～116、119～126、127 (イ,ロ,ハ)、128 (ロ,ハ,ニ)、130～139、141～145、147、148、149 (イ,ハ,ニ)、152～159、160 (イ,ロ,ハ)、161 (ロ,ハ)、162、164 (ト)、165 (ロ,ハ)、166、167 (イ,ロ)、168 (ハ,ニ)、169～175、176 (イ,ロ,ハ)、177 (ロ)、178 (ロ,ハ,ニ)、179、180 (イ,ハ,ニ)、181 (イ,ロ)、182 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,リ,ヌ)、183 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト)、184 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、185 (ハ,ニ,ホ,ト)、186～193、197 (ヘ,ト)、198、199 (イ,ロ,ハ,ニ)、202～204、205 (イ,ロ,ハ)、207、208、210 (ロ,ニ,ホ)、211 (ハ)、212 (ロ,ハ,ホ)、214 (ロ)、215 (ホ,ヘ)、216、217、218 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、219 (ロ,ハ)、221 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、222 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、223 (ロ,ハ,ニ,ホ)、224～227、228 (イ,ロ)、230 (ハ,ホ,ヘ)、231 (ロ,ハ,ホ,ヘ)、232 (ニ,ホ)、233 (イ,ロ)、234 (ニ)、235 (イ)、240 (ロ)、241～257、262 (ニ,ホ,ヘ,ト)、263～270、273 (ホ)、274 (イ,ロ)、276 (ロ,ホ)、289 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、301～325、327 (ロ,ハ,ニ)、328～332、	4,979.09	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 なだれ防止 落石防止

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧新見市	333 (イ,ニ,ホ)、334 (ハ,ニ,ホ)、335 (イ,ロ)、336 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、337、338 (イ,ヘ,ト,チ)、339 (ハ,ニ,ホ)、340 (イ,ロ,ハ,ニ)、343 (ハ,ニ)、345 (ハ,ニ)、347~349、350 (イ)、353、354 (イ)、357、358 (ニ,ホ,ヘ)、359 (ニ)、360 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、361 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、362 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、363 (ホ)、365 (ヘ,ト)、371、372 (ハ,ニ,ホ)、373、374 (イ,ロ)、375 (ロ)、377 (ホ,ヘ,ト,チ)、383 (ニ,ホ)、384、387 (ニ,ホ)、389、390 (ハ,ニ)、391~400、401 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、402 (ニ)、404 (ニ,ホ)、405 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ,ト)、406、407、410 (ヘ,ト)、411、412 (ヘ,ト,チ)、413~417、418 (ニ,ホ,ヘ)、419、421 (ロ,ハ,チ,リ)、422 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、424~426、429 (チ)、433 (イ,ニ)、443 (イ,ロ)、447 (ロ)、448 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、449 (イ,ロ,ハ,ホ)、450、451 (イ,ロ,ハ)		林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 なだれ防止 落石防止
旧大佐町	1~3、4 (イ)、5、6 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、7~42、44、45、46 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、47~58、60~134	1,342.24		水源かん養 土砂流出防備 なだれ防止
旧神郷町	1~7、8 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、9~17、18 (イ)、19、20、21 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、23~25、27、28、31 (イ,ホ,ヘ,ト,チ)、32 (ヘ)、33 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、34、35 (イ,ロ,ハ)、36 (ト)、37~48、49 (ホ,ヘ,ト)、50 (イ,ロ,ハ)、51 (ホ,ヘ,ト,チ,リ,又)、52~69、73、75、76 (イ)、77 (ハ,ニ,ホ)、79~83、84 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、90 (イ,ロ,ハ,ニ)、91 (ニ,ホ,ヘ)、94 (ニ,ホ)、95、96、99 (ロ,ハ,ニ,ホ)、100 (ハ,ニ)、101 (ハ,ニ)、102 (ハ,ニ)、111 (ホ,ヘ,ト)、112 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、113 (ニ,ホ)、117 (チ,リ)、118 (イ,ロ,ハ)、120 (ニ,ホ,ヘ)、121 (ニ,ホ,ヘ)、122、123 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、124 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、126 (ホ,ヘ)、130、132 (ト,チ)、134、135 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、137 (イ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、138 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ)、139 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,又)	2,398.36		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 落石防止

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧哲多町	1~3、5 (ロ、ハ、ニ、ホ)、6 (ニ)、7、8、9 (イ)、10 (イ、ニ)、11 (ヘ、ト)、13 (イ、ロ、ヘ、チ)、17、21 (イ、ロ、ハ、ニ)、22 (ニ、ホ)、24 (ヘ、ト)、25、27 (ロ、ニ、ホ、ヘ)、28、29、31 (ハ、ニ、ホ)、34 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、39、40 (イ、ロ、ハ、ニ、ト)、41 (イ、ロ、ニ)、42 (イ、ハ、ニ、ホ)、44 (ロ、ハ、ニ、ホ、ト)、45~53、54 (イ、ロ)、55~63、64 (イ、ニ、ホ)、66 (イ、ロ)、67~73、74 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、79 (イ)、80 (ニ、ホ、ヘ、リ)、81、82、83 (イ、ロ、ハ、ニ、ヘ、ト、チ、リ)、84 (イ、ロ、ハ、ニ)、85、86 (イ、ロ、ハ、ニ)、87 (イ、ロ)、88 (ハ、ニ、ホ)、89~91、92 (イ、ハ、ニ、ホ)、93 (ロ、ハ、ニ、ホ)、94 (イ、ロ)、95 (ニ、ホ、ヘ、ト)、96 (ロ、ハ)、98 (ロ、ハ、ニ、ホ)、99~101、102 (イ、ロ、ニ、ホ)、103、104、105 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、106 (ハ、ホ、ヘ)、107 (イ、ロ、ハ、ニ)、108 (ロ、ハ)、110 (イ、ロ、ホ、ヘ、ト、チ)、111~120、123 (ハ、ニ)、124 (ホ、ヘ、ト)、125~128	2,252.87	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備
旧哲西町	1 (イ、ロ)、2 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、5~7、8 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ)、9 (ニ、ホ、ヘ)、10 (ホ、ト、チ)、12 (ホ)、14 (イ、ロ、ハ)、15 (ヘ)、17 (ニ、ホ)、19 (ホ)、20 (ニ)、21 (ホ、ヘ、ト)、22、23、25 (ロ、ニ)、26 (イ、ロ、ハ、ニ)、31 (ロ)、33 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、34 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ、リ、ヌ、ヲ)、35、39、41~44、45 (イ、ロ)、47 (ロ、ニ)、50 (ホ、ヘ)、51、52、53 (ハ、ニ、ホ)、55 (イ、ロ、ハ)、60 (チ)、61 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、62 (ニ、ホ、ヘ)、63 (ロ、ハ)、64 (ホ)、65 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、66 (ロ、ハ、ニ、ト、チ)、67、68 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、70 (ロ、ハ)、71 (ニ)、73 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、74 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、75 (イ、ロ、ハ)、76 (ロ、ハ、ホ、ヘ、ト)、77~81、82 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、85	1,211.41		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)	
市町村	地 区 (該当林小班)				
浅 口 市	(計)	<u>1,209.39</u>	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によつて許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備	
旧金光町	1、2 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、3 (イ)、4 (ハ,ニ,ホ)、5、6 (イ,ロ,ハ,ヘ,ト)、7、8、12 (ニ,ホ,ヘ,ト)、13 (イ,ロ,ハ)、14、15、16 (イ,ロ,ハ)	<u>330.64</u>			
旧鴨方町	1 (ロ,ハ,ニ,ホ)、2~8、9 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ)、10 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、11、12 (ロ,ハ)、13~24、25 (イ,ロ)、26 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、27 (イ,ロ,ハ,ニ)、28~33	<u>820.93</u>			水源かん養 土砂流出防備
旧寄島町	1 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、2、3 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ,ル)、4、5	<u>57.82</u>			土砂流出防備 土砂崩壊防備
早 島 町	2 (イ)、3~5	<u>20.57</u>			土砂流出防備
里 庄 町	1 (ロ,ハ,ニ,ホ)、2 (イ,ロ,ハ,ニ)、3 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ト)、4 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ)、5~7	<u>239.21</u>			水源かん養 土砂流出防備
矢 掛 町	1 (ハ,ニ)、2、3、4 (ロ,ハ,ニ)、5、6 (イ)、13 (イ,ロ,ハ)、14 (ハ,ニ,ホ)、15 (イ,ロ)、16 (ロ,ハ,ニ,ホ,ト)、17~20、21 (ロ,ハ)、22 (ニ)、23 (イ,ロ,ハ,ニ)、24 (ロ)、25、26、27 (ロ,ハ)、28、29 (イ,ロ)、30 (ロ,ハ,ニ,ホ)、31、32、33 (イ,ロ,ニ)、34 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、35 (イ,ロ)、36 (ホ)、37 (ハ,ニ)、38 (ロ,ハ)、39、40 (イ,ロ,ニ,ホ)、41~43、44 (ハ,ニ)、45 (ハ,ニ)、46 (ニ,ヘ,ト)、47 (イ,ロ,ニ,ホ)、48 (ロ,ハ,ニ,ホ)、49、50 (イ,ロ)、51、52 (イ,ロ,ハ,ニ)、54 (ニ)、57 (イ,ハ,ニ,ヘ)、59 (ハ)、60 (ニ,ホ)、61 (ロ)、62 (ロ,ニ)、63~67、68 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、69、70、71 (イ,ロ)、72 (ロ,ハ)、73 (ホ,ヘ,ト,チ)、74 (ニ,ホ,ヘ,ト)、76 (ホ)、78 (ホ)、81 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、86 (ロ)、87~89、90 (イ,ロ,ハ,ニ)、93 (ロ,ハ,ニ,ホ)、94、95、96 (イ)、97 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、98~100	<u>2,623.03</u>	水源かん養 土砂流出防備		



#### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

##### ア 計画区開設延長等

単位 延長：m、(改良：箇所数)

区分	開設			拡張		
	総数	基幹	その他	改築	改良	備考
総数	103,133	0	101,643	1,490	65	44,700

##### イ 路線別開設延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 種類 別	種 別	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画 箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考																							
										開設総数	(新設)計	その他計	倉敷市	旧真備町	計	総社市	旧総社市	計	旧山手村	計	旧清音村	計	笠岡市	計	井原市	旧井原市	計	旧美星町	計	浅口市	計	
開 自 動 車 道 新 設	林	道	開設総数	71路線	103,133																											
			(新設)計	70路線	101,643																											
			その他計	70路線	101,643																											
			倉敷市	4路線	4,500																											
			旧真備町	上田口末政	690	23					無																					
				猿掛	1,660	125					無																					
				関屋	1,060	105					無																					
				矢砂	1,090	72					無																					
			計	4路線	4,500																											
			総社市	11路線	19,127																											
			旧総社市	後原岩屋	3,000	63					無																					
				七原正木	1,100	176					無																					
				城山元	2,700	173					無																					
				華光寺塩田	1,000	32					無																					
				稲井田	1,500	50					無																					
				新本小原	2,059	340					無																					
			計	7路線	13,257																											
			旧山手村	福山城	1,250	41					無																					
				宿東	1,400	41					無																					
				幸山城	570	70					無																					
			計	3路線	3,220																											
			旧清音村	黒田浅原峠	2,650	82	○			無																						
			計	1路線	2,650																											
			笠岡市	神 峯	1,740	32					無																					
				金風呂丸岩	2,030	66					無																					
			計	2路線	3,770																											
			井原市	2路線	3,700																											
			旧井原市	清谷	2,976	80					無																					
1路線	2,976																															
計	1路線	2,976																														
旧美星町	朝日	724	53					無																								
計	1路線	724																														
浅口市	3路線	4,100																														
旧鴨方町	山田	1,460	82					無																								
	山王峠	970	32					無																								
	森迫	1,670	37					無																								
	計	3路線	4,100																													

単位 延長：m、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画 箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考		
開設	自動車道	林道	矢掛町	小山	940	47		無			
				藤ノ棚鷲峯山	2,600	126		無			
				横谷	860	68		無			
				計	3路線	4,400					
				高梁市	19路線	33,656					
				旧高梁市	塩谷	2,180	32		無		
					背禿山	2,200	35		無		
					山ノ上	1,600	34		無		
					大池炭谷	2,400	34		無		
					大谷	1,450	42		無		
					追田	1,900	30		無		
					檜井玉坂	1,600	43		無		
					塩坪	1,300	37		無		
				計	8路線	14,630					
				旧有漢町	神明馬場尻	1,200	73		無		
					西組	2,200	126		無		
					計	2路線	3,400				
				旧成羽町	杉ノ谷	1,100	119		無		
					法曾吹屋	616	187	○	無		
					計	2路線	1,716				
				旧川上町	北尾	1,410	175		無		
					加根谷	1,600	90		無		
					美牛折谷	2,200	63		無		
					大見谷	2,600	70		無		
					計	4路線	7,810				
	旧備中町	穴針	3,500	94		無					
		布瀬布賀	1,200	37		無					
		附谷	1,400	31		無					
		計	3路線	6,100							
	新見市	25路線	27,890								
開設	自動車道	林道	旧新見市	法曾吹屋	610	375	○	有			
				金谷	2,000	51		無			
				摺臼原	1,500	36		無			
				西懸	1,670	42		無			
				小原山滝	1,000	44		有			
				西方今井	1,700	42		無			
				大成	1,700	129		無			
	計	7路線	10,180								

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画 箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考	
開設	自動車道	林道	旧大佐町	安藤宗貞	1,230	279		無		
				川 東	1,560	282		無		
				大井野雌山	500	46		無		
				河内上	480	84		無		
				下組福田	600	21		無		
				木 谷	600	41		無		
				光 吉	600	100		無		
			計	7路線	5,570					
			旧神郷町	上ヶ市	1,420	41		無		
				朴ノ木	890	60		無		
				柳 原	640	18		無		
			計	3路線	2,950					
			旧哲多町	大 坊	1,000	45		有		
				井原奥	1,120	49		無		
				田の河内	1,860	54		無		
				荻 尾	1,000	51		無		
			計	4路線	4,980					
			旧哲西町	上 野	810	93		無		
				矢神小奴可	1,240	256		無		
				秋 庭	800	110		無		
奥 谷	1,360	150			無					
計	4路線	4,210								
新設	林業 専用道	高梁市	1路線	500						
			旧成羽町	星 原	500	120	○	無		
		計	1路線	500						
		(改築)計	1路線	1,490						
		改築	新見市	1路線	1,490					
改築	旧哲多町	湯谷	1,490	67		無				
		計	1路線	1,490						
再掲		備中県民局(地域事務所除く)	15路線	23,627						
		備中県民局井笠地域事務所	10路線	15,970						
		備中県民局高梁地域事務所	20路線	34,156						
		備中県民局新見地域事務所	26路線	29,380						

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 種別	種別	区 分	市町村名	路線名	箇所	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との	備考
								連絡調整の 必要の有無	
拡 自 林 動 車 道 改 良 道 張	林	動	(改良)計	36路線	65				
			総社市	1路線	3				
			旧総社市	金子東谷	3	363		無	幅員・局部・法面
			計	1路線	3				
			笠岡市	神島	3	73	○	無	法面改良
				石砂	2	43		無	法面改良
				寺間水落	3	121	○	無	法面改良
				虚空蔵清水	2	112		無	法面改良
				鳥ノ口	1	41		無	法面改良
				逸本木	2	48		無	法面改良
				計	6路線	13			
			井原市	5路線	6				
			旧井原市	銀石	1	102	○	無	局部改良
				宮ヶ谷	1	32	○	無	局部改良
			計	2路線	2				
			旧美星町	白滝	2	84	○	無	局部改良
				萱野	1	72	○	無	局部改良
				高良池	1	46	○	無	局部改良
			計	3路線	4				
			浅口市	2路線	7				
			旧鴨方町	鴨山	6	33		無	局部・法面改良
				大内	1	103	○	無	局部改良
			計	2路線	7				
			矢掛町	羽無	4	511	○	無	幅員改良
				藤ヶ峠	3	151		無	法面改良
				三ヶ原上	4	130		無	幅員改良
				三ヶ原上1号	3	31		無	幅員改良
				岡本谷	1	225		無	法面改良
				高妻	2	91		無	法面改良
			計	6路線	17				
			高梁市	13路線	15				
			旧高梁市	大沢増原	1	20		無	法面改良
				長谷	1	25	○	無	局部改良
			計	2路線	2				
			旧有漢町	大平権現	1	201		無	法面改良
			計	1路線	1				
			旧成羽町	田原	1	2		無	法面改良
				白谷1号	2	93	○	無	局部改良
				白谷	1	308	○	無	局部改良
				杉ノ谷	1	120	○	無	局部改良
			計	4路線	5				
			旧川上町	上谷	1	385		無	法面改良
上房伊之木	1	70		○	無	局部改良			
佐屋	2	37		○	無	局部改良			
岩野	1	75		○	無	局部改良			
おん坂	1	52		○	無	局部改良			
計	5路線	6							
旧備中町	鈴木	1	78		無	法面改良			
計	1路線	1							
新見市	3路線	4							
旧新見市	法曾吹屋	1	211	○	有	法面・局部改良			
	粟倉・木屋原	1	251	○	無	法面改良			
計	2路線	2							
旧哲多町	大坊	2	211		有	法面改良			
計	1路線	2							
再 掲	良 道	備中県民局(地域事務所除く)	1路線	3					
		備中県民局井笠地域事務所	19路線	43					
		備中県民局高梁地域事務所	13路線	15					
		備中県民局新見地域事務所	3路線	4					

単位 延長：m、面積：ha

開設 種類 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延 長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡 自 林 動 車 道 ・ 舗 張 装 道			(舗装) 計	32路線	44,700				
			基幹 計	1路線	1,488				
			新見市	1路線	1,488				
			旧大佐町	作 備	1,488	54	○	無	
			その他 計	31路線	43,212				
			総社市	2路線	3,380				
			旧総社市	大 平	2,300	164			無
				水内細瀬	1,080	54	○	無	
			計	2路線	3,380				
			井原市	1路線	900				
			旧美星町	白滝	900	84			無
			計	1路線	900				
			矢掛町	横 谷	1,800	68			無
				梅山行部	907	32			無
				三ヶ原上1号	915	31			無
				羽無	60	511	○	無	
			計	4路線	3,682				
			高粱市	22路線	27,850				
			旧高粱市	入江谷	900	115			無
				大 槓	600	84			無
				奥 谷	500	53			無
				上野上	1,200	49			無
				竹田第2	500	40			無
				ムシロダ	700	38			無
				岩 原	1,100	33			無
				足 谷	1,000	36			無
				柳竹田	600	43			無
				皆 名	1,100	30			無
				大 瀬	600	34			無
				柳賀陽	1,200	33			無
			計	13路線	12,350				
			旧成羽町	法曾吹屋	1,600	136	○	無	
			計	1路線	1,600				
			旧川上町	北 尾	1,000	175			無
				宮 山	3,000	118			無
				小谷ヶ市大井	1,700	63			無
				加根谷	2,000	90			無
				菅 野	1,600	80			無
				搦 栗	1,400	64			無
				美牛折谷	1,300	63			無
				大見谷	1,900	70			無
			計	8路線	13,900				
			新見市	2路線	7,400				
			旧新見市	法曾吹屋	4,400	64	○	有	
			計	1路線	4,400				
			旧哲多町	大 坊	3,000	211			無
			計	1路線	3,000				
再 掲			備中県民局（地域事務所除く）	2路線	3,380				
			備中県民局井笠地域事務所	5路線	4,582				
			備中県民局高粱地域事務所	22路線	27,850				
			備中県民局新見地域事務所	3路線	8,888				

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等  
現行計画のとおり (略)

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
現行計画のとおり (略)

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5カ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
倉敷市					
旧倉敷市	1	1		森林整備	
	<u>37</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	森林整備	
	49	1	1	山腹工	
	51	1	1	山腹工	
	53	1	1	山腹工	
	67	1		溪間工	
	71, 72, 73	3	3	森林整備	
	74	1	1	山腹工	
	84	1		溪間工	
	91	1		山腹工	
	93	1		溪間工	
	108	1	1	溪間工	
	111	1		溪間工	
	112	1	1	溪間工・山腹工	
	113	2	2	溪間工・山腹工	
	114	1	1	溪間工・山腹工	
	115	1	1	溪間工・山腹工	
	116	1		溪間工	
	118	1		溪間工	
	123	1	1	溪間工・山腹工	
	142	1		山腹工	
	145	2	1	溪間工・山腹工	
	146	1		溪間工	
	147	1		山腹工	
	149	1		溪間工・山腹工・森林整備	
	150, 151	2	2	山腹工	
総社市					
旧総社市	1	1		山腹工	
	27	1		溪間工	
	36	2	1	森林整備	
	<u>37</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	森林整備	
	50	1		溪間工・森林整備	
	49~52	4		森林整備	
	63	1		山腹工	
	74	1		森林整備	
	75	1		森林整備	
	76	1		森林整備	
	<u>81</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	森林整備	
	82	1		森林整備	
	83	1		溪間工	
	104, 105, 106	3	2	森林整備	
	109, 110	2	1	森林整備	
	190	1	1	山腹工	
	193	1	1	溪間工・山腹工	
	196	1	1	溪間工	
	209	1		山腹工	
旧山手村	2	1	1	溪間工	

注：前変更計画書の数値から変更になったものについては、アンダーラインを記載している。

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5カ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
笠岡市	1	1	1	山腹工	
	13	1		山腹工	
	38	1	1	山腹工	
	47	1		森林整備	
	55	1		溪間工	
	58	1	1	山腹工	
	60	1		森林整備	
	69	1		山腹工	
	81	1	1	溪間工	
89	1		溪間工		
井原市					
旧井原市	1	1		溪間工	
	2	1		山腹工	
	4	1	1	溪間工	
	40	2	1	山腹工・森林整備	
	44	1		森林整備	
	45, 46	3	3	山腹工・森林整備	
	49	1		山腹工	
	51	2	1	森林整備・山腹工	
旧美星町	3, 4, 5	3	1	森林整備	
	11, 12, 13	3		森林整備	
	20	1		森林整備	
	56	1		森林整備	
	63	1		森林整備	
	65	1		森林整備	
	68	1		森林整備	
	71	1		森林整備	
	77	1		森林整備	
	81	1	1	森林整備	
82	1		森林整備		
旧芳井町	74	1		森林整備	
	86	1		溪間工	
	95	1		森林整備	
	100	1	1	森林整備	
	108	1	1	溪間工・山腹工	
浅口市					
旧鴨方町	2	1	1	溪間工	
	4	1		溪間工	
	5	1		溪間工	
	19	1		溪間工	
	30	1	1	溪間工	
里庄町	5	1	1	溪間工	
	6	1	1	溪間工	
矢掛町	5	1		森林整備	
	6	1		森林整備	
	10, 11	1	1	溪間工	
	14	1		森林整備	
	20, 21, 22	3	3	溪間工	
	29	1		溪間工	
	37, 38, 39	3		溪間工	
	45	1		溪間工	
	47~50	4	4	森林整備	
	57	1		森林整備	
	59	1	1	溪間工	
	63	1	1	森林整備	
	64	1		溪間工	
	69	1		森林整備	
	87	1		溪間工	
	88	2		溪間工・森林整備	
	94	1		溪間工	
95	1	1	森林整備		
97	1		溪間工		

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5カ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考	
市町村	区 域					
高梁市						
旧高梁市	2	1		森林整備		
	11	1		山腹工		
	12	1		山腹工		
	49, 50	2	2	森林整備		
	53	1		山腹工		
	80	1		山腹工		
	83, 84	2	1	山腹工・森林整備		
	146, 147, 148	1	1	森林整備		
	167	1	1	山腹工		
	239	1	1	森林整備		
	261	1		溪間工		
	283	1	1	溪間工		
	旧有漢町	6, 8	1	1	溪間工	
9		1		溪間工		
24		1		溪間工		
27		1		山腹工		
旧成羽町	20	1	1	溪間工		
	28	1	1	溪間工		
	30	1	1	溪間工		
	38	1	1	溪間工		
	46	1		山腹工		
	73	1		森林整備		
旧川上町	84	1	1	溪間工		
	14	1		山腹工		
	44, 45	2		山腹工・溪間工		
	46	1	1	山腹工・溪間工		
	58	1		山腹工		
旧備中町	108	1		森林整備		
	110	1		森林整備		
	3	1		森林整備		
	7	1		山腹工		
	11	1	1	溪間工		
	22, 48	1	1	溪間工		
	25	1	1	山腹工		
	50	1	1	山腹工		
	62, 63	2		山腹工		
	71	1		溪間工		
新見市	75	1		森林整備		
	122	1		山腹工		
	134	1		山腹工		
	旧新見市	28	1		山腹工	
		32	1	1	山腹工	
		73	2	2	溪間工・山腹工	
		87	1	1	溪間工	
		99	1		山腹工	
		111	1		溪間工	
		102	1		溪間工	
		123, 124	2		山腹工	
		128	1		森林整備	
		134, 135	1	1	溪間工	
		153	1		溪間工	
		154	1		溪間工・森林整備	
		157	1		森林整備	
		182	1		山腹工	
		217	1		森林整備	
		252	1		山腹工	
		257, 258	1		山腹工	
261		1	1	溪間工		
271		1		溪間工		
310		1		山腹工		
322	1		山腹工			
331	1	1	溪間工			
336, 338	1	1	溪間工			
444	1		溪間工			



単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5カ年の 計画地区数	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
旧大佐町	58	1		森林整備	
	61	1		溪間工・山腹工	
	72, 73	1		森林整備	
	252	1		山腹工	
	271	1		山腹工	
旧神郷町	12	1		溪間工・山腹工	
	20	1	1	溪間工	
	25, 27	1		森林整備	
	30, 31, 32	4	4	溪間工	
	44	1		森林整備	
	46	1	1	森林整備	
	47	1		溪間工	
	49	1		森林整備	
	53	1		森林整備	
	62	1	1	山腹工	
	65, 66	1		溪間工	
	72	1	1	溪間工	
	81	1		溪間工・山腹工	
	84	1		溪間工・山腹工・森林整備	
	87	1		溪間工・森林整備	
	89	1		溪間工	
	94	1	1	溪間工	
	96	1		森林整備	
	106	1		森林整備	
	120	1		森林整備	
121, 122	1		森林整備		
123	1		溪間工		
126	1		森林整備		
137	1		山腹工		
旧哲多町	22	1	1	山腹工	
	57	1		森林整備	
	105	2		森林整備	
旧哲西町	4, 11	1	1	山腹工	
	24	1		森林整備	
	72	1		溪間工	
合計		243			
再	備中県民局（地域事務所除く）	58			
	備中県民局（井笠地域事務所）	76			
	備中県民局（高梁地域事務所）	44			
掲	備中県民局（新見地域事務所）	65			

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期等

特定保安林	市町村	要整備森林										実施すべき施業の方法及び時期等						前 半 5 年 の 計 画	備 考  そ の 他 必 要 な 事 項					
		番 号	所 在			面 積	造 林			保 育			伐 採			そ の 他								
			位 置	林 班 小 班	区 画		種 類	面 積	方 法	時 期	種 類	面 積	方 法	時 期	種 類	面 積	方 法			時 期				
																					種 類	面 積	方 法	時 期
1 水	井原市 (旧芳井町)	1	翁ノ迫	34	チ	7-1	1.15								間伐	1.15	III	H32.3.31			○			
		2	翁ノ迫	35	ロ	39-1 41	1.86									間伐	1.86	III	H32.3.31			○		
				35	ハ	3-1 4-1 5-1																		
2 水	井原市 (旧芳井町)	3	翁ノ迫	35	ニ	1 2	1.26								間伐	1.26	III	H32.3.31			○			
		1	炭山谷	127	ハ	1	3.00									間伐	3.00	III	H32.3.31			○		
4 流	高梁市	2	炭山谷	127	ハ	5	8.90																○	
		128	イ	3																				○
		1	新本	75	イ	1 2 2-1 4 5 6 7-1 7-2	7.45									間伐	7.45	III	H32.3.31			○		
5 流	井原市 (旧芳井町)	2	新本	75	ロ	3 4	6.50	植栽	6.50							皆伐	6.50	I	H32.3.31			○		
		1	シズラ	95	ロ	24 24-2 24-4 24-5	3.34									間伐	3.34	III	H32.3.31			○		
6 流	井原市 (旧芳井町)	1	宮ノ向	81	ヘ	2 3-1 4-1	2.60																○	
				85	イ	7-1 8																		
17 水	井原市 (旧芳井町)	1	岩坪	7	ロ	3 7 8	3.08								間伐	3.08	III	H32.3.31			○			

単位:ha

単位:ha

特定保安林	市町村	要整備森林										実施すべき施業の方法及び時期等				前 半 5 カ 年 の 計 画	備 考  そ の 他 必 要 な 事 項				
		所 在			造 林			保 育			伐 採			そ の 他							
		番 号	位 置	林班 小班	区画	面 積	種 類	面 積	方 法	時 期	種 類	面 積	方 法	時 期	種 類			面 積	方 法	時 期	
18 水	井原市 (旧芳井町)	1	稲荷向	98	ハ	2 3	0.96												○		
		2	稲荷向	98	ハ	9 11	0.85													○	
		3	稲荷向	98	ホ	13 16 17-1 17-2	0.99													○	
19 水	井原市 (旧芳井町)	1	倉ヶ市	92	イ	13 14	1.53												○		
		1	押出	35	ホ	12 14	0.68												○		
20 水	井原市 (旧芳井町)	1	押出	35	ホ	18 19	0.58												○		
		2	大屋向	17	ト	21 22 23 23-1	1.05												○		
22 水	高梁市 (旧成羽町)	1	上光川南	71	ホ	3 4 5 6 7 8	7.34													○	
		1	湯船奥	2	チ	10-1	2.10													○	
		1	竹辺	94	イ	31 32	0.64													○	
		1	花ノ木	69	イ	33 34	0.64													○	
		1	向迫	76	ホ	28 29	0.90													○	
		1	上光川南	72	イ	18 29 30 31 32 33 33-1	24.95													○	
		1	才谷	17	ニ	16	0.78														
		1	福井	34	ホ	17	1.17														
52 流	井原市 (旧芳井町)	1	童王平	58	イ	16-1	0.90														
53 水	井原市 (旧美星町)	1	童王平	58	イ	16-1	0.90														
56 水	井原市 (旧美星町)	1	童王平	58	イ	16-1	0.90														



単位:ha

特定保安林	市町村	要整備森林										実施すべき施業の方法及び時期等										備考				
		所在				面積	造林			保育			伐採			その他			前半5カ年の計画							
		位置	林班	小班	区画		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期								
番号																										
84 流	高梁市	1	持谷	195	口	2 6 6-1																				
		2	持谷	195	口	23	5.70																			
		3	持谷	195	口	19 20																				
		4	持谷	195	ハ	11 12																				
97 水	矢掛町	1	内田	57	ハ	6	1.07																			
		2	内田	58	口	5-1 11 12-1	2.65																			
99 水	高梁市 (旧有漢町)	2	大仁子	3	口	5 5-1 5-2	0.98																			
		1	榎谷	23	イ	5	2.26																			
103 流	総社市	2	榎谷	23	イ	9	2.29																			
		3	榎谷	23	ハ	4 4-1 4-2	1.45																			
113 流	高梁市	1	大野山	147	ニ ホ ハ	1 2 10	6.26																			
		合計					140.63	12.76	0.00	103.68	30.69															

注 特定保安林の番号は通し番号となっており整備の完了したものを削除している。水・水源かん養保安林 流・土砂流出防備保安林  
注 伐採方法欄のⅠは伐採率71～100%、Ⅱは伐採率31～70%、Ⅲは30%以下



